

山医発第 1404 号
令和 7 年 2 月 17 日

各 郡 市 医 師 会 長 様

山 口 県 医 師 会
会 長 加 藤 智 栄
(公印省略)

**2 月中のベースアップ評価料の届出の周知
～算定されていない医療機関様への情報提供～**

令和 6 年度診療報酬改定で新設の「ベースアップ評価料」届出に関しての大幅な簡素化については、日医発第 1732 号と 1742 号を用いてすでに周知しておりますが、今回、改めて情報提供いたします。

内容としては「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」のみを届け出る場合の届出添付書類が簡素化され、また、基本的には直近 1 カ月の初・再診料等の算定回数を調べるだけで届出添付書類の作成が可能になりました。

さらに、国の令和 6 年度補正予算において、例えば診療所であれば、1 施設当たり 18 万円の給付金が支給されることになりましたが、支給を受けるためにはベースアップ評価料を算定していることが要件とされています。

この申請が開業医で 50%を超えなければ次期改定時にはさらに診療報酬が下げられる根拠を財務省に与えることになる可能性もありますので、まだ「ベースアップ評価料」を算定されていない医療機関におかれましては、今回の届出様式の大幅な簡素化を機に本年 2 月中までの届出のご検討をお願いします。

届出に関する説明動画を日本医師会が作成して日医メンバーズルーム内にも掲載しておりますことも申し添えます。つきましては貴会会員への周知を、よろしくお願い申し上げます。

○各種通知

「医療・介護保険分野—医療保険(令和 6 年度 各種通知)」

<http://www.yamaguchi.med.or.jp/medical/medical-care/>



○説明動画・・・日医メンバーズルーム

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r06kaitei/index.html>

※日医会員対象。入室のための ID 等は日本医師会情報システム課へお問い合わせください



日医発第 1732 号（保険）

令和 7 年 1 月 14 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

ベースアップ評価料に係る届出様式について

令和 6 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 6 年 3 月 7 日付け（日医発第 2149 号（保険））「令和 6 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、「ベースアップ評価料に係る届出様式について」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

本事務連絡は、訪問看護ベースアップ評価料に係る改定された届出様式が別添 1 に示され、また外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出る場合の届出添付書類については、別添 2 及び別添 3 に代えることができること、届出等に関する取扱いについては別添 4 をご参考にしていただきたいことが示されております。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 6 年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載を予定しております。

<添付資料>

ベースアップ評価料に係る届出様式について

（令 7.1.10 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

[参考資料]

訪問看護ベースアップ評価料に係る届出様式（見え消し版）

日医発第 1742 号（保険）

令和 7 年 1 月 17 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

郡市区医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

長 島 公 之

（公印省略）

ベースアップ評価料の届出を大幅に簡素化した新様式の説明資料について

令和 7 年 1 月 14 日付け日医発第 1732 号（保険）により、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出る場合の届出様式が新たに示されたことについて、ご案内申し上げたところであります。

今回の新しい届出様式は、現場からのご意見を踏まえ、従来の様式を大幅に簡素化した大変重要な変更となっております。

また、国の令和 6 年度補正予算において、診療所であれば 1 施設当たり 18 万円の給付金が支給されることになりましたが、そのためにはベースアップ評価料の算定が必要とされております。

そこで、まだベースアップ評価料を算定されていない医療機関は、この機会にベースアップ評価料の算定について積極的にご検討頂きたく、今般、別添の説明資料を作成しましたので、貴会会員への周知徹底についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 6 年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載を予定しております。

<添付資料>

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届出する場合の新様式（評価料Ⅰ専用届出様式）の説明資料

ベースアップ評価料の届出様式が大幅に簡素化されました

- 令和7年1月10日付けで新たに事務連絡が示され、「**外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）**」のみを届け出る場合の届出添付書類が大幅に簡素化されました。

※新しい届出書添付書類（Excel）には「別添」「計画書」「届出書」の3つのシートがありますが「別添」シートを入力するだけで、「計画書」と「届出書」は、ほぼ自動的に完成します。

- 基本的には、直近**1か月間の初・再診料等の算定回数**を調べて頂くだけで、届出書添付書類の作成が可能です。
- 国の令和6年度補正予算において、例えば診療所であれば、1施設当たり18万円の給付金が支給されることになりましたが、そのためにはベースアップ評価料の算定が必要とされております。



まだベースアップ評価料を算定されていない医療機関は、この機会に、ベースアップ評価料の算定について積極的にご検討ください!!

「別添」記載例 ①

吹き出しの記載も参考にして、医療機関名等の基本事項を入力します。

別添

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

の施設基準に係る届出書添付書類

忘れずにチェックしてください

以下について確認の上、☑を記載すること

☒ 毎年8月において、前年度の賃金改善の取組状況について、様式98により、「賃金改善実績報告書」を作成し、報告することについて、理解しました。

半角数字7桁で記入してください
例：0123456
※小数点やカンマなどの記号は含めないでください

医療機関名を記載してください
全角文字で記載してください
× ●●クリニック
○ ●●クリニック

◎届出に関する基本事項

1 保険医療機関に関する情報

保険医療機関コード		0123456	
保険医療機関名		●●クリニック	
所在地	都道府県	東京都	
	住所	文京区本駒込●-●-●	
開設者名		日医 太郎	
連絡先	担当者氏名	日医 太郎	
	電話番号	03-XXXX-XXXX	

医療機関が所在する都道府県を選択してください(右の欄外に届出様式提出先のメールアドレスが表示されます)

医療機関の所在地の住所を記載してください

2 届出を行う評価料(届出を行う項目に☑を記載すること)

☒ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

☐ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

チェックを入れると、「5 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」等により算定される金額の見込みの③～⑥欄が表示されます。

チェックを入れると、「5 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」等により算定される金額の見込みの⑦～⑩欄が表示されます。

※ 両方を届け出る保険医療機関にあつては、両方とも☑を記載すること。

3 届出年月日 令和 7 年 1 月 30 日

選択してください

「別添」記載例 ②

③～⑥：原則、直近1か月間の初再診料の算定回数の実績等を入力します。

※直近1か月間の算定実績が通常と大きく異なる場合は、直近3か月間の平均算定回数に代替するなど、適宜、合理的な方法で算出して差し支えありません。

◎算定に関する事項

4 ベースアップ評価料算定期間

① 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月 令和 7 年 2 月

選択してください

② 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を終了する月(原則として3月)

選択してください
(原則として3月)

令和 7 年 3 月

※ ベースアップ評価料は、届出をした日の翌月1日(月の最初の開庁日に届出した場合は、当月1日)から算定可能。

5 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される金額の見込み

【直近1か月間の算定回数(実績)】※記載上の注意2～10参照

点数表の項目

算定回数

医 科 点 数 表	③ 初診料等	100 回
	④ 再診料等	500 回
	⑤ 訪問診療料(同一建物以外)	0 回
	⑥ 訪問診療料(同一建物)	0 回
歯 科 点 数 表	⑦ 初診料等	回
	⑧ 再診料等	回
	⑨ 歯科訪問診療料(同一建物以外)	回
	⑩ 歯科訪問診療料(同一建物)	回

記載上の注意を読んだ上で
記載してください

記載上の注意を読んだ上で
記載してください

前年度からの繰越がある場合、繰越予定額を記載してください。繰越予定がない場合は0を記載してください。

⑪ ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額

0 円

※ 初回届出時及び前年度からの繰越がない場合は0と記載すること。

自動計算されるため
記載不要です

⑫ 1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み

(⑪の1か月当たりの金額を含む)

16,000 円

⑪：初回届出時は0と記載します。

※なお、ベースアップ評価料の算定金額の一部を繰り越すことで、次年度の賃上げ額を引き上げることも可能ですが、繰り越しはせず、今年度の賃上げ額を次年度も継続するほうが、賃金規程の見直し等も不要なため、シンプルに対応できます。

⑫：初診料等の算定回数を入力すると、1か月当たりのベースアップ評価料(Ⅰ)の算定金額が自動計算されます。

初診料の算定回数(100回) × 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) 初診時 6点 = 600点 (6,000円)

再診料の算定回数(500回) × 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) 再診時 2点 = 1,000点 (10,000円)

合計 1,600点 (16,000円)

「別添」記載例 ③

この例では1月中に届出を行い2月1日から算定することを想定しています。
ベースアップ評価料を算定する期間は賃金改善を実施する必要があるため、
「⑬届出に係る年度において賃金改善を開始する月」は2月となっています。

◎賃金改善に関する事項

※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下、「基本給等」という)の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。

※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。記載上の注意11参照。

6 賃金改善実施期間

選択してください

⑬ 届出に係る年度において賃金改善を開始する月 令和 7 年 2 月

⑭ 届出に係る年度において賃金改善を終了する月(原則として3月) 令和 7 年 3 月

選択してください
(原則として3月)

※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にベア等による賃金改善を実施する必要がある。

「⑬届出に係る年度において賃金改善を開始する月」は「①届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月」以前とすること。

7 対象職員(全体)の賃金改善見込み額

対象職員全員の合計額
を記載してください

⑮ 対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額 13,750 円

⑯ ⑮に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額(現時点で不明の場合は0として構わない) 0 円

(参考)法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安 16,019 円

※ 「⑮対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額」には、「⑬届出に係る年度に

⑮と⑯の数字から自動計算
されるため記載不要です

始する月」における対象職員(全体)の1か月の基本給等総額の増加額の見込みを記載すること。

「(参考)法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安」

・この金額(以下、「増加額の目安」という)は、対象職員のベースアップとそれに伴い増加する費用の合計額であり、以下の数式により自動計算されます。

➤ $(⑮ + ⑯) \times (1 + 0.165^{※}) = \text{増加額の目安}$ (※法定福利費の概算額: 16.5%)

・「増加額の目安」が⑫の金額(「1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料(I)による算定金額の見込み」のこと。この例では3ページに記載されている16,000円)を上回るようにすることが求められており、医療機関の持ち出しを少なくなるよう「増加額の目安」と⑫の金額がほぼ同額となるように⑮、⑯の金額を調整します。

〔計算例〕 $(⑮ + ⑯) \times 1.165 = \text{増加額の目安}$

ア $13,650 \times 1.165 = 15,902\text{円}$

イ $13,700 \times 1.165 = 15,961\text{円}$

ウ $13,750 \times 1.165 = 16,019\text{円}$

⑮+⑯の金額をウの13,750円/月とした場合、増加額の目安は16,019円/月となり、⑫のベースアップ評価料算定見込額16,000円/月との差額(19円/月)は医療機関の持ち出しとなる。

※ 「⑫の金額 ÷ 1.165」を計算することで、⑮+⑯の概ねの金額を算出することも可能です。

(例) $16,000\text{円} \div 1.165 = 13,734\text{円}$

「計画書」及び「届出書」記載例

以上で「別添」の入力は完成です。入力が完了すると「計画書」及び「届出書」の緑の部分は下記のように自動的に作成されますので、確認の上、あわせて厚生局にメールで提出します。

【計画書】完成例

賃金改善計画書（令和 6 年）

保険医療機関コード 0123456
保険医療機関名 ●●クリニック

Ⅰ. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間
(1) 賃金改善実施期間 令和 7 年 2 月 ~ 令和 7 年 3 月 2 ヶ月
(2) ベースアップ評価料算定期間 令和 7 年 2 月 ~ 令和 7 年 3 月 2 ヶ月
※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にベースアップによる賃金改善を実施する必要がある。
※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下、「基本給等」という）の引上げ（以下、「ベア等」という）をいい、定期昇給は含まない。

Ⅱ-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(2)の期間中】
(3) 算定金額の見込み 32,000 円
(4) 翌年度への繰越予定額 0 円
(5) 前年度からの繰越額（令和 7 年度届出時のみ記載） 0 円
(6) 算定金額の見込み（繰越額調整後）【(3) - (4) + (5)】 32,000 円

Ⅱ-2. 当年度における対象職員の賃金改善の見込み額【(1)の期間中】
(7) 全体の賃金改善の見込み額 32,038 円
(8) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(6)の再掲】 32,000 円

Ⅲ. 対象職員（全体）の賃金改善の見込み額に係る事項
(9) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1 か月分） 13,750 円

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。
令和 7 年 1 月 30 日 開設者名： 日医 太郎

【届出書】完成例

特掲診療科の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 0123456
又は保険薬局コード

連絡先
担当者氏名： 日医 太郎
電話番号： 03-XXXX-XXXX

(届出事項)
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

当該届出を行う前 6 か月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。
当該届出を行う前 6 か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。
当該届出を行う前 6 か月間において、健康保険法第 78 条第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律第 72 条第 1 項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。
令和 7 年 1 月 30 日
保険医療機関・保険薬局の所在地 文京区本駒込 ●-●-●
及び名称 ●●クリニック
開設者名 日医 太郎
関東信越厚生局長 殿

4 ページに記載した「賃金改善実施期間」（この例では令和 7 年 2 月～3 月までの 2 か月間）における、
(3) 算定金額の見込み
16,000 円 × 2 か月 = 32,000 円
(7) 全体の賃金改善の見込み額
16,019 円（増加額の目安） × 2 か月 = 32,038 円
等が自動入力されます。

● 届出等にかかる診療所の手間を軽減する観点からは、以下のような対応が考えられます。

- 令和6年度・7年度において一律の賃上げとし、ベースアップ評価料収入の繰越はしない。
- パートの対象職員も常勤換算した上で対象職員に含める。また、事務職員であっても看護補助など患者のサポートを通じて医療に従事する業務も行う者は、「その他医療に従事する職員」として対象職員に含める。
- 対象職員の賃上げは、全職員、同一の金額とする。（パート職員については、常勤換算数に応じた金額とする。）
- 賃金規程を見直し、「ベースアップ評価手当として支給すること」、「本手当は賞与の額に影響しないこと」、「本手当は診療報酬におけるベースアップ評価料をもとに支給されているため、本制度が改定された場合は、見直しを行うことができること」等を規定する。

● 厚生労働省のホームページにて新たな様式や説明資料が掲載されておりますので、ご参照ください。

〔 厚生労働省 ベースアップ評価料 特設ページ 〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



ベースアップ評価料の算定について
積極的にご検討ください!!

日医発第 1793 号（保険）

令和 7 年 1 月 28 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

郡市区医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

長 島 公 之

（公印省略）

2 月中のベースアップ評価料の届出を目指した説明動画について

まだベースアップ評価料を算定されていない医療機関におかれては、是非、2 月中のベースアップ評価料の届出を積極的にご検討頂きたく、大幅に簡素化した新様式に関するわかりやすい説明動画を作成しましたので、貴会会員への周知徹底をお願い申し上げます。

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出る場合の届出様式が大幅に簡素化されたことについては令和 7 年 1 月 14 日付け日医発第 1732 号（保険）にてご案内し、また同月 17 日付け日医発第 1742 号（保険）では新様式の作成に係る説明資料についてご案内申し上げたところです。

今般、上記に加え、2 月中に新たに届出を行う医療機関に向けて当該新様式の作成方法を説明する動画を作成し、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 6 年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載いたしましたので、お知らせ申し上げます。

改めてのご案内となりますが、国の令和 6 年度補正予算において、例えば、診療所であれば 1 施設当たり 18 万円の給付金が支給されることになり、そのためにはベースアップ評価料の算定が必要とされております。

そこで、まだベースアップ評価料を算定されていない医療機関は、2 月中のベースアップ評価料の届出について積極的にご検討頂きたく、研修会や会議等での上記資料のご活用を含め、貴会会員への周知徹底についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、既に外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）を届け出ている医療機関については、今回の新様式を改めて届出する必要はございません。また、上記給付金の申請方法等につきましては、厚生労働省より示され次第ご案内申し上げます予定としておりますことを申し添えます。

（参考）日本医師会ホームページ メンバーズルーム

医療保険の「令和 6 年度 診療報酬改定に関する情報」URL

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r06kaitei/index.html>